

議案第63号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

公職選挙法施行令の改正に伴い、投票管理者を交替制とする場合の報酬の額について定める必要があるので、本案を提出いたします。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 投票管理者の職務時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、10,000円（期日前投票の場合は、9,000円）とする。
- 2 投票立会人の立会時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、8,000円（期日前投票の場合は、7,000円）とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。